

エピアルテス

芝川治

【要約】 四六二／一年の所謂エピアルテス改革については、それを伝える史料が曖昧・不正確なため極めて問題が多く、その具体的内容に関しては諸学者の見解は様々に分れている。しかし、それがアテナイ史に於いて有する意味という点については概ね意見の一致が見られる。それによれば、「エピアルテス改革とはアテナイ民主政発展史上画期をなす大事件」である。然るに、立ち入って検討してみた場合、それは必ずしも有力な根拠を持たない事が判明する。所謂エピアルテス改革は国内政治の面から考察するより、むしろ、アテナイとスパルタとの対立という国際政治の局面と関連づけて考える方が面白い。本稿ではそのような視点からエピアルテス改革を再検討してみたい。

史林 五六卷六号 一九七三年十一月

一 学 説 史

四六二／一年の所謂エピアルテス改革を論ずるに当って、先ず簡単に学説史を振り返ってみることにしよう。従来の学説史に於いて、所謂エピアルテス改革の内容に就いては様々の説が提出されてきた。エピアルテスがアレイオス・パゴスよりその権限を剝奪したと伝えられているが、それが具体的に如何なるものであったかという点に関しては各種各様の解釈があるし、或いは当時の政治状況、例えば市民層の動向に関して、エピアルテス改革の推進力となったのはテーテスであるとか、いや必ずしもそうではない^①とか様々に説が分れている。後述する様にエピアルテス改革に関する史料は極めて少なく、しかもそれらは悉く曖昧模糊たるものである。そこからして学者により各人各様の解釈が発生するのである。然るに、所謂エピアルテス改革を、数百年に及ぶアテナイ国制史の中でどう位置づけるかという点については概ね意見の一致が見ら

れる。曰く、「エピアルテス改革はアテナイ民主政発展史上画期を為す大事件である。」例えば近年出版されたギリシア史の通史として最も代表的なものである Bengtson の *Griechische Geschichte* (3 Aufl. 1966) を見ると、「エピアルテス改革は *grundlegende Verfassungsänderung*」(S. 193) であり、爾後アテナイ民衆は「裁判とすべての公的生活の主人となった。」(一九四ページ)と言われている。また、近年のアテナイ国制史研究上必須の著作である Hignett の *A History of the Athenian Constitution* (1952) にも同様に、「エピアルテス改革は「革命」(一九三ページ以下)でありアテナイ国制史に於ける *'turning-point'* (p. 213) であると書かれている。

こういふ人々によると、エピアルテスの仕事とは五世紀前半の穩健民主政よりそれ以降の過激民主政への転機を為すものである。徐々に勢力を増してきた民衆が、この時点に於いて遂に貴族を打ち破り、自ら国家の主人公となったというところで、その際、エピアルテスは民主主義という理念に殉じた政治家とされる。現在のところ凡そこのようなものが通説となっており、概説書はもとより小さな論稿までも大部分がこの見方で貫かれている。

然るに、少数ではあるがこの種の解釈を肯んじない学者もいる。それは Sealey と Ruschenbusch とであって、共に「エピアルテス」と題する論稿を発表している。^③ そのうち重要なのはルッシェンブッシュのものであって、学説史に於ける主流派が、所謂エピアルテス改革をアテナイ民主政治の発展という国内政治の面から見るのに対し、ルッシェンブッシュはそれを国際政治の面から解明しようとする。これによると、当時アテナイに於ける最大の政治的争点はスパルタ問題であった。アテナイとしてスパルタとの協調を続けるか、それともスパルタと対決するかが問題となり、それぞれの立場を取る二つのグループが争っていた。前者を代表するのは勿論キモンであり、後者に於いて指導的地位を占めるのはエピアルテスであった。四六二／一年の所謂エピアルテス改革とは反スパルタ派が親スパルタ派のキモンを追落すために打った芝居であり、それは反スパルタ派の勝利を意味した、というのがルッシェンブッシュの見解である。この時点に於いて、スパルタを抑えてアテナイ単独の覇権を目指そうとする人々が勝利を占め、その結果アテナイの外交方針は転換し、これ

以降アテナイは帝国化への道を幕進することになる」ということであらう。

それでは、斯かる二種類の説が存在することを踏まえた上で本論に入っていく。

- ① エピアルテス改革に於いてテオテナスが主導的役割を果したとするのは Ed. Meyer, *Forschungen zur alten Geschichte* II. Halle 1899, S. 54. など。必ずしも肯定すべきとするのは W. G. Forrest, *The Emergence of Greek Democracy*, 1966. 『ギリシア民主政治の出現』太田秀通訳、平凡社、一九七一年、二六五ページ。
- ② 'Ein Märtyrer der Idee', K. J. Beloch, *Griechische Geschichte* II 12, Strassburg 1914, S. 154.

二 史 料

- ③ R. Saley, *Ephialtes*, *Cl. Phil.* 59, 1964, p. 11 ff.; E. Ruschenbusch, *Ephialtes*, *Historia* 15, 1966, S. 369 ff. シーリーの論文は「エピアルテス」と銘打つてはいるが実はエピアルテス改革そのものを扱っているとは言い難い。ルッセンブッシュのものは『ヒストリア』誌の *Miszellen* 欄に掲載されている事からも知られる様に雑録風の小さな *φειδωμῶν*、伝承の歴史の考察を中心としてなる。

『アテナイ人の国制』二五、二六、「ソノンのアルコンの年(四六二／一年)にエピアルテスはアレイオスパゴスの評議会から、それを国制の維持者 *ἡ τῆς πολιτικῆς φύλαξ* たりしめていたところの付加的権能 *τὰ ἐπιθετικά* を悉く奪い取り、その一部は五百人の評議会に、他の部分は民会と裁判所とに与えた。」これがエピアルテス改革を考えるに際して基礎となるべき史料である。ところがこれには問題が多い。一読すれば明きらかな様にこれは極めて曖昧である。「アレイオスパゴスを国制の維持者たりしめていたところの付加的権能」と書かれているがその内容には一言半句の言及もない。評議会、民会、裁判所のそれぞれにどのような権限が移されたかについても『アテナイ人の国制』は黙して語らない。

その上二五、二六は『アテナイ人の国制』の他の箇所と矛盾している。『アテナイ人の国制』の三章では「最初の国制」が、四章では「ドラコンの国制」が、八章ではソノンの国制がそれぞれ叙述されている。そのうち三章六、四章四、八章四ではアレイオスパゴスのアテナイ国制上に占める位置が説明されており、それが法律の擁護者であったとか国制の最も重大な部分を掌握していたとか言われている。アレイオスパゴスは本来、国制の維持者たる任務を果していたとされてい

るのである。ところが、二五、二では国制の維持者たる役目は後に付け加えられたものであると言われている。ここには明白に矛盾がある。

また、前記二五、二に続く二五、三では、エピアルテスはテミストクレスの援助を得てその事を行ったとされ、それに続いて、テミストクレスとエピアルテスとの間の奇妙な話が記されている。しかしこれは明白な誤りである。何故ならば、テミストクレスは既に遠く四七一年頃^①オストラキスマスによって追放されているのだから。アリステテレスの『政治学』1274 a8にあるように、この際、エピアルテスの援助者としてはテミストクレスではなくペリクレスを考へるべきであろう。また『アテナイ人の国制』四一、二では、アリストテレスの教唆に応じてエピアルテスがアレイオスパゴスを倒したという意味の事が書かれているが、これも不可解である。

以上述べ来たところから『アテナイ人の国制』の信憑性の低いことが理解される。それは曖昧である上に不正確である。『アテナイ人の国制』の著者は所謂エピアルテス改革について正確な知識を持っていなかったし、次に述べる様に正確な知識の持ちようもなかったのである。

ここで、エピアルテス改革やアレイオスパゴスについての伝承の歴史を簡単に振り返ってみることにしよう。五世紀の文献のうち、先ずヘロドトスやトゥキディデスには、アレイオスパゴスの評議会もエピアルテスも全然出て来ない。ただ、アレイオスパゴス（アレスの丘）が純然たる地名としてヘロドトスに一度現われるきりである。タソスのステシンプロトスやキオスのイオンはキモンやエピアルテスに触れており、それはブルタルコスによって伝えられている。しかし、そこには所謂エピアルテスの改革とか、アレイオスパゴスが国制史の中で占める位置とかについては全然言及がない。ヘラニコスや悲劇作家、或いは五世紀から四世紀にかけてのクセノポンや法廷弁論作家に関しても事情は同じである。それらにはアレイオスパゴスは出てくる。しかしそれは殆んど法廷として扱われるだけである。エピアルテスの名も出て来る。しかし、ここではエピアルテスの暗殺の事が語られているだけである。^④五世紀から四世紀初め頃の人々にはエピアルテスの

仕事とか、アレイオスパゴスの国制上に占める意味とかは問題にならなかつたということであろうか。これは奇妙といえ
ば奇妙、奇妙でないといえば奇妙ではない。^⑥

残存している文献で、アレイオスパゴスの国制上に占める意味が最初に強調されたのは、イソクラテスの『アレオパギ
ティコス』に於いてである。その年代については諸説あるが、凡そ三五〇年代の半ばとみてよからう。^⑦ 実にこの時点に於
いて、或る意味では、アレイオスパゴスは初めて「発見」^⑧されたと言えるのかも知れない。さて、『アレオパギティコス』
はイソクラテス流の繰り言であつて、往昔のアテナイを称讚し現今のアテナイを非難しており、かつてのアテナイの繁栄
を全面的にアレイオスパゴスに帰せしめている。アレイオスパゴスは悪人を罰し、礼儀作法の監督、青少年の教育等を行
い、そこから古き良き時代が齎されたという調子で論は進められていき、アレイオスパゴスが権力を失つてからアテナイ
は墮落したとして、アレイオスパゴスより権力を奪つた人々を非難している。イソクラテスはアレイオスパゴスの地位失
墜とそれに伴なう結果を強調しているが、そこには漠然とした記述しかなくエピアルテスの名も出て来ない。^⑨

イソクラテスがアレイオスパゴスに関する発想、或いは思いつきを何処からひき出してきたのかは明きらかでないが、
それはともかくとして、彼の論調が歴史的現実から程遠いものである事は論を俟たない。問題はこれがアテナイの歴史家
や政治家にアレイオスパゴスに対する関心を惹起せしめたであろう事である。これが機縁となつて、アレイオスパゴスや
エピアルテスの行為について探究・論争の行われたというふしがある。^⑩ その探究・論争には当然『アレオパギティコス』
が影響——端的に言えば悪影響——を及ぼしたことであらう。

『アテナイ人の国制』は今述べた探究・論争の中から生まれた史書に基づいて、アレイオスパゴスやエピアルテスの行
為を叙述している。一例を挙げてみよう。同書二三、一ではサラミスの海戦に於けるアレイオスパゴスの功績が書かれて
いる。危機に際して、アレイオスパゴスは資金を供給して各人に八ドラクメを分配し、船に乗り込ませ、それがサラミス
に於けるギリシア軍勝利の因となり、その後それが基となつてアレイオスパゴスは国家に於ける指導的地位を得た、とい

う意味の事が記されている。これはしかとは判らぬがアンドロティオンに由来するのではないかと考えられている^⑩。そして、この記事の歴史性は疑われている。何故ならば、ヘロドトスにはそのような話は全然出て来ないし、また、クレイデモスには全くそれと相反する記事があるから。クレイデモスでは資金を供給して船に乗り込ませたのはテミストクレスになっっているのである。アンドロティオンには、彼の立場からしてアレイオスパゴスの栄光を称えようとする意向が強く、それが為彼の歴史解釈に歪みが生じ、それがサラミス海戦に於けるアレイオスパゴスの活躍となって現われたとも考えられる。この点についてのクレイデモスとアンドロティオンとの喰い違いを、四世紀当時の政治的対立関係から説明しようとする見解もある。そういう考え方からするならば、サラミス海戦時のアレイオスパゴス活躍の記事を、アンドロティオンは「穏健民主派」若しくは「寡頭派」としての彼の立場から捏造したということになるのかもしれない。

『アテナイ人の国制』二三、一をアンドロティオンに由来するものとした場合、そのアンドロティオンの解釈には明きらかにイソクラテスが大きな影を落している。イソクラテスの『アレオパギティコス』の思考のラインがアンドロティオンに継承され、それが更に『アテナイ人の国制』に引き継がれたものと考えられる。これは二三、一にとどまらず、同書のアレイオスパゴスに関する記事の多くに言える事である^⑪。

以上考察した様に、『アテナイ人の国制』の叙述の基をなした史料という面から見た場合にも同書の証言の価値は引き下げられる。アレイオスパゴスの事、エピアルテスの為した事についての同書の記事はあまり信用出来ないということになる。また、所謂エピアルテス改革の評価に関して、それは『アテナイ人の国制』二五章一、二六章一、二七章一とかに散見されて、明瞭な形ではないが、ともかくエピアルテスの仕事はアテナイ民主政治発展の上で一步を印したという意味の事が書かれている。しかし、その評価という点についても同書にはあまり信を置くわけにはいかないのである。

『アテナイ人の国制』以外の史料では、アリストテレス『政治学』とプルタルコス^⑫の記述は余りに簡単である。ピロコス^⑬には、エピアルテスが nomophylakes を作ったという記事があるが、これの歴史性は一般に否定されている。我々

はエピアルテス改革について極めて少量の、余りにも簡略、曖昧かつ不正確な史料しか有していないのである。史料的に劣悪な状態に置かれていたためにエピアルテスやアレイオスパゴスの事はよくわからない。エピアルテスの仕事は謎に包まれていたのである。

- ① ナムニタリスの追放の年をめぐって種々議論がある。最近の論考として R. J. Lenardon, *The Chronology of Themistokles' Ostracism and Exile, Historia* 8, 1959, p. 23 ff.; W. G. Forrest, *Themistokles and Argos, C. Q. N. S.* 10, 1960, p. 221 ff.
- ② VIII 52.
- ③ Hellanikos F 1, 22 (Jacoby, *Die Fragmente der griechischen Historiker* 323a.); Aischyl, *Eum.* 681 ff.; Eur. *El.* 1258 ff., *Iph.* T. 961 ff., Or. 1648 ff.; Xen. *Mem.* 3. 5, 20; Lys. 6, 14, 7, 22 等。類考本巻六二二頁一六六七。
- ④ Ant. V 68.
- ⑤ cf. Rusehbusch, *Ephialtes*, S. 371.
- ⑥ cf. Rusehbusch, *ΠΑΡΡΙΟΣ ΠΟΛΙΤΕΙΑ*, *Historia* 7, 1958, S. 398 ff.
- ⑦ 註二七に K. Bringmann, *Studien zu den politischen Ideen des Isokrates*, Göttingen 1965, S. 75 ff.; W. Jaeger, *The Date of Isocrates' Areopagiticus and the Athenian Opposition, HSCP*, *Suppl. Vol.* 1940, p. 409 ff. 「ソクラーテス『ソクラーテス』の年代を三五四年の初頭と置く。」
- ⑧ cf. Rusehbusch, *Ephialtes*, S. 373.
- ⑨ VII 51. ヤンニテリスはソクラーテスの地位失墜を国内政治的状況に非難し、脱離するのなれの仕方の意見をめぐって非難する。ソクラーテスの行状や政治生活革命の歴史の源流をたどり、ソクラーテスの行状や政治生活を論じたのである。
- ⑩ Rusehbusch, *ΠΑΡΡΙΟΣ ΠΟΛΙΤΕΙΑ*, S. 398 ff.; F. Jacoby, *Ath.*, Oxford 1949, p. 74 ff. 『ソクラーテス』の著述に J. Day & M. Chambers, *Aristotle's History of Athenian Democracy*, Amsterdam 1967 (Reprint of the Edition Berkeley and Los Angeles 1962) p. 127, 参照。
- ⑪ Day & Chambers, op. cit. p. 10.
- ⑫ *Plut. Them.* 10, 6. (Jacoby, *F. Gr. H.* 323 F 21)
- ⑬ Jacoby, *Ath.*, p. 74 ff.; id. *F. Gr. H.* III b 1, p. 81 f.
- ⑭ ソクラーテスとその政治的『ソクラーテス』の『ソクラーテス』の『ソクラーテス』の著述に Day & Chambers, op. cit. p. 9.
- ⑮ 1274a 7.
- ⑯ *Per.* 9, 3-4, *Kimon* 15, 1-2.
- ⑰ Jacoby, *F. Gr. H.* 328, 64 b. ソクラーテスの歴史を著述する意見 24 id., *F. Gr. H.* III b 1, p. 338 f.

三 アレイオスパゴス

1

次に、エピアルテスという男が一体何を為したのか、アレイオスパゴスからどれだけの権限を奪ったのかという問題を論じてみたい。エピアルテスがアレイオスパゴスより剝奪したという権限については、従来、実に様々の解釈が提出されてきた。本章ではそれらの諸解釈を検討して、四六二／一年にどういう国制上の変革が為されたかという問題の核心に迫って行きたい。もっとも、史料の現段階ではエピアルテス改革の核心を明きらかにする事は到底不可能であって、本章では唯だ、現在知られている史料からはどこ迄の事が言え、どこから先は明確にし得ないかを示すにとどまらであらうが。

従来の説によると、四六二／一年にアレイオスパゴスの失ったものは、極く大雑把に言って、法律の守護者としての役割、国制に関する監視、役人に対する監督権というようなものであった。以下、これをもう少し細く論じていくことにしよう。アレイオスパゴスより奪い去られたとされる権限の細目については各学者個人個人により、相当、意見が異なるが、それは捨象することにして、最大公約数的な見解の下に各項目を並べ立てていくことにする。

先ず *nomophylaxia*。これは法律の遵守に関する監視である。古い時代よりアレイオスパゴスは「法律の守護者」^①として法律が遵守されるように配慮してきたが、四六二／一年にその権能を奪われ、以後その権能は裁判所や五百人の評議会に移されたという説^②がある。

次に、役人への監督。これは役人の行政行為に対する監督であり、役人が法に従って治めるように監視し、役人の行為に対する不平を聴き、ひいては不法行為を犯した役人を処罰する権限である。多くの学者によると、この権能は四六二／一年迄アレイオスパゴスが執行していたが、その年にエピアルテスによって剝ぎ取られた。

それから *eisangelia*。これは弾劾と訳され、国制の転覆その他についての訴訟のことである。ソロンが *νόμος σιωπῆς*

κατὰ)を定め、その結果、アレイオスパゴスが民主政の転覆のために徒党を組んだ人々を裁いたと伝えられていること^④から、エイサンゲリアによる訴訟は四六二／一年迄アレイオスパゴスにて行われ、然る後、エピアルテスによって五百人の評議会及び民会に移されたとする説^⑤も有力である。

次に dokimasia。これはエペボイや各種役人、或いは不具者や馬その他の資格審査のことで、四世紀に於いては五百人の評議会と裁判所がこれを行っている。ここで問題となるのは役人の資格審査、特にアルコンのそれで、これらについてドキマシアを行う権限をエピアルテスはアレイオスパゴスより奪い、それを五百人の評議会と裁判所に移したとする説^⑥がある。

更に euthyna。これは役人の執務報告審査のことで、ギリシアのポリスでは古くから存在した非常に重要な制度であって、アリストテレス^⑦によって、役人の選任や戦争・平和の決定などと並んで重大な事だと言われている。エウテュナは長い間アレイオスパゴスにて行われていたが、四六二／一年にエピアルテスによってそこから奪われたと考える学者^⑧もいる。古い時代には、イソクラテス^⑨にある如く、アレイオスパゴスは市民の道徳・紀律について広汎な監督権を有していたとし、それが、所謂エピアルテス改革によってそこから取り去られたとする解釈もある。その際、アレイオスパゴスより剥ぎ取られた権能には *τροπή ἀφ' ἑαυτῶν* などが含まれるということである^⑩。

宗教的事項について古い時代にアレイオスパゴスの有していた諸権限のうち、神聖なオリヴの樹に関するものなど若干を除き、残りはエピアルテスによって奪い去られたという意見^⑪もある。

亦た、街路や公共建築物^⑫、或いは公金の管理^⑬に関して、四六二／一年にアレイオスパゴスの権限に變動のあったとする見解もある。

次に *ephetarai*。四世紀に於いては、殺人と傷害について、それが計画的になされた場合にはアレイオスパゴスにて裁かれたが、然らざる場合はパラディオンとかデルピニオン、或いはブレアトスの神域にて裁かれた^⑭。その時の裁判官がエペ

タイである。四世紀に於いてはエペタイは普通の陪審員だが、古い時代にはアレオパギタイがエペタイになっており、それが所謂エピアルテス改革の際に普通の陪審員に変わったというような事を主張する人もいる。

traphē naprobolou (違法提案告発)。四六二／一年以前は法律守護の権能はアレイオスバゴスに委ねられていたが、

アレイオスバゴスがそれを失ったため、その代りに *graphē paranonon* の制度が新設されたと考える人もいる。

アレイオスバゴスとは直接の関係はないが、五百人評議会のプリュタネイス制度がエピアルテスの改革に始るとか、アレナイの民会に於いて言論の自由 *isegoria* が確立されたのはこの時期であるとか多種多様の議論がある。また、エピアルテス改革により役人が独自の裁判権を失い、それに伴って第一審としての民衆裁判所の地位が確立したとする説もあるらしい。

以上、所謂エピアルテス改革の内容をめぐる学説は文字通り枚挙に遑のないものであった。問題は、斯くも多数の学説のうち信頼に値するものがあるかどうかである。確実な根拠に基づいて唱えられた説が一つでもあるのかどうか調べてみることにしよう。

2

叙上の諸項目について、上述の諸学者の主張を直接裏付けるような史料は勿論全くない。エピアルテスが、役人への監視、エイサンゲリア、ドキマシアなどについてそれぞれの権限をアレイオスバゴスより剝奪したと述べているような史料は一つも存在しないのである。それならば、それらの諸学者の主張が間接的に裏付けられるものかどうか、つまり、アレイオスバゴスが上述の権限を六世紀とか五世紀の初期に所有していたとか、或いは五世紀後半にそれを失っているとか、そういう事も果して論証出来るのかどうか、それを少しく検討してみよう。

先ず *nomophylakia*。これは著しく明確を欠く概念である。むしろヒグネットなどの説く様に、アレイオスバゴスは—

般的な意味での法律の監視権を有していたとは考えない方がよいだろう。従って、エピアルテスがアレイオスパゴスより法律の監視権を奪ったという説は斥けられる。

役人への監督。これにはアレイオスパゴスは五世紀の終り頃や四世紀には関係していない。それ以前の時代には関係しているのかどうか。六世紀乃至五世紀初めにアレイオスパゴスが役人の監督を行っていたと主張する学者の根拠は『アテナイ人の国制』四、四だけである。ところが四、四とは「ドラコンの国制」の一節である。周知の様に『アテナイ人の国制』四章「ドラコンの国制」の信憑性は極めて乏しい。だからして、アレイオスパゴスが一度でも役人の監督に関係していたことがあるのかどうか必ずしも明きらかでない。エピアルテスの指導の下に、役人への監督権がアレイオスパゴスより剥ぎ取られたとする学説は直接的には勿論、間接的な形に於いても証明されないのである。

次にエイサンゲリア。ソロン以来エイサンゲリアによる訴訟がアレイオスパゴスにて行われるようになったという伝承^⑤は歴史の正当性を有しているのかもしれない。しかし、だからと言って、ソロン改革以来エピアルテス改革に到る百数十年の間、エイサンゲリアによる訴訟を聴く権能をアレイオスパゴスが有し続けたかどうかは判らない。四六二／一年以前にそれを失っているかもしれないし、或いは逆に四六二／一年以降も暫しの間その権能を持ち続けたかもしれない。

ドキマシアとエウテユナ。これは雲を掴むような話である。ドキマシアやエウテユナがいつ頃始まったのか、それはどのように行われていたのか、アレイオスパゴスがそれに一度でも関与していたことがあるのかどうか、そういう事すら定かでない。

以下に続く事項についても事情は同じである。市民の道徳・紀律の監督、宗教上の問題、街路や公共建築物或いは公金の管理、またエペタイの問題等々について、各事項の間で多少の差違はあるが、それらが一度でもアレイオスパゴスによって行われていたことがあるかどうかは必ずしも定かでない。かりに、それらにアレイオスパゴスが関与していた事が或る程度の確実さを以って言える場合でも、そこから直ちに、それらの権能が四六二／一年にエピアルテスの一派によって

剝奪されたという結論を出すわけにはいかない。アレイオスパゴスはそれらの権能を既に四六二／一年以前に失っていたかもしれない。或いは逆にそれらを四六二／一年以降も保持したかもしれない。

アレイオスパゴスより奪い取られたという権能についての諸学説を検討した結果、それらは直接的には勿論、間接的な形でも証明されない事が明らかとなった。しかれば、それらの諸学説は如何にして導き出されたのか、次にそれを考えてみよう。

古い時代のアレイオスパゴスについては『アテナイ人の国制』などに様々に述べられている。同書三章六、四章四、或いは八、二などを見ると「最初の国制」とか「ドラコンの国制」とかと称して、アレイオスパゴスが法律の擁護者で、役人が法に従って治めるように監視していたとか、国政の最も大きな最も重大な部分を管掌していたとか、古い時代にはアルコンを選任していたとか言われている。同書の八、四にもソロン^①の国制として同じ様な事が記されている。従来^②の学説はおおよそ、今述べた様な古い時代にアレイオスパゴスが有していたとされる権限から、エピアルテス以後にアレイオスパゴスが行使したとされる権限——故意の殺人・傷害、毒薬を与えて殺した場合、放火事件の裁判と神聖なオリヴ樹の取締など若干の宗教的事項の管轄だけとされる——を差し引いたものを以ってエピアルテス改革の内容となすというものである。

ところで、古い時代のアレイオスパゴスが『アテナイ人の国制』の描くようなものであったかどうか甚だ疑わしい。『アテナイ人の国制』の史料的价值というのには前に述べた通りのものだから。ましてや、古い時代にアレイオスパゴスの有していたとされる権限が、エピアルテス改革の直前に迄持ち越されていたとは到底考えられない。それはソロン以降百数十年の間に数多くの変容を蒙っている筈である。^③

エピアルテス以後のアレイオスパゴスであるが、実はこれは様々の事を行っている。五世紀の終り、アイゴスポタモイの敗戦後にそれは国家を救おうと努力したと伝えられるし、^④四〇三年に三十人僭主政の倒れた後にそれは法律の守護を任

せられたりしている。⑤ 四世紀に入ってその中葉を過ぎるとアレイオスパゴスの政治的活動は活発になっている。

これらの事実から、五世紀後半に於いてもアレイオスパゴスがなほ一定の権限を有していたのではないかという事が示唆される。五世紀後半のアレイオスパゴスは、単に、故意の殺人・傷害などの刑事裁判と若干の宗教的事項を取り扱っていただけの存在なのか、それだけの存在に今述べたような役割が託されたものかどうか、それはもう少し大きな権能を有し続けたのではないかと考えられる。⑥

だから、エピアルテス改革の内容を確定しようとする場合、従来結局そうしてきた様に、ソロン改革後にアレイオスパゴスが行使していたとされる権能から、故意の殺人などの刑事裁判権と若干の宗教的事項の管掌を差し引いて、それをエピアルテスの改革の内容とするという方法は具合が悪い。その方法は数多くの難点を含むのである。

以上、法律の守護、役人の監視、エイサンゲリア、ドキマシア等々に就いて、エピアルテスがそれらの権能をアレイオスパゴスより奪ったと言われているが、実はそれは必ずしも確められない事が示された。四六二／一年にエピアルテス若しくはその一党がそれらの権能の一部分、乃至は大部分をアレイオスパゴスより剥ぎ取ったのかもしれない。それは有り得る事だ。むしろ、事項によっては有りそうな事だとさえ言えるかもしれない。しかしそれはあくまでも可能性の領域に留まる。史料的に確められる事は何一つとして存在しない。現在の史料の状況の下では、エピアルテスが一体何を為したのか、その内容は少しも判らない。エピアルテスは上記の事を為したのかもしれないし、しなかったのかもしれない、と言うしかないのである。むしろ、我々としてはエピアルテスがアレイオスパゴスに対して行った事を無理に確定しようとはしない方がよいのである。それは判らないのだということを変更して確認すべきだろう。

このように考えてきた場合、もしかするとエピアルテスは何もしなかったのではないかという疑念さえ萌してくる。しかしこの点については、エピアルテスとその後暗殺されたと伝えられている事から、やはり彼は何か政治的に重要な事を為したのであろうということになる。

扱て、エピアルテス改革の意義について、以上よりして、エピアルテスの為した事を調べそこからエピアルテス改革の意義を闡明するという方法は成果を生まないことが示された。エピアルテス改革の意義を探究するに際しては少しく方法を変えてみなければならぬ。次に、やや異なった角度からこれを考えていくことにしよう。エピアルテス改革がどの程度の政治的重要性を有していたかという問題から見て行きたい。これは或る程度の推測がつく。

3

もしもアレイオスパゴスがソロン改革後に於いて『アテナイ人の国制』に記述されている様な広汎な権限を有し、かつ、それをエピアルテス改革直前迄保持し続けたとするならば、エピアルテスの仕事の意義は大きく評価されねばならない。何故ならば、その時アレイオスパゴスは「多くのまた最も重大な国事」を監督する機関であり、それを攻撃することはそれ自体として重大な政治的意味を有したであろうから。ところが、ソロン改革後のアレイオスパゴスが仮に『アテナイ人の国制』に言われている様な重大な国家機構だったとしても、それがそのまま四六二／一年迄そうあり続けたかどうかは大いに疑問である。ソロン改革後アテナイは多くの政治的変動を経た。その中でアレイオスパゴスの地位にも当然変動があったものと思われる。

例えばクレイステネス改革を考えてみよう。クレイステネス改革に於いてアレイオスパゴスが如何なる取扱を受けたかは全然伝えられていないが、それは国制全般に亘る改革であったから、何らかの形でアレイオスパゴスの地位に修正を施した可能性は十分にある。特に、当時アレイオスパゴスは大凡僭主派で占められていたであろうから、クレイステネスとしてはそのようなアレイオスパゴスに敵対的な態度を取り、その権限を縮小させる方向で改革を進めたとも考えられる。或いは、クレイステネスはアレイオスパゴスに直接手を触れることはしなかったかもしれない。しかし、少なくとも間接的な意味ではアレイオスパゴスの地位を低下させるように計ったのではないか。五百人評議会の創設にはそのような意味

もあつたらうし、オストラキスマスの起源がクレイステネスにまで遡られるものとするならば、それもそのような意味を担ったのかもしれない。^④

更に、四八七／六年のアルコン選挙方法改定がアレイオスパゴスの権威の低下傾向に拍車をかけたと考えられる。それまでのアルコンは選挙によって選ばれていたのであるが、この年以降、区民により五百人が予選され、その間から部族毎に九人のアルコンが抽籤されることになった。^⑤ *κλήσεις ἐκ πόλεως* の導入である。この改革の目的は一切不明であるが、これによってアルコンの政治的地位が低下したことは疑問を挟む余地はない。^⑥ 四八七／六年以前はアルコンはポリスに於いて最も重要な役であつて、有能な人々がアルコン職をめぐって争いそれに就任したのであるが、これ以後重要性を失い、国政の中心はストラテীগスに移つた。この後、アルコン職は概ね普通の能力しか持たない人で占められることになる。

これは当然アレイオスパゴスの地位低下を結果として惹き起す。何故なら、アレイオスパゴスは前アルコンより構成されていたのだから。有能な人々——例えばテミストクレスやアリステイデス——がアルコン職に就いていた時代にはアレイオスパゴスも有能な人材で占められることになり、政治のイニシアティブを取るなど有形無形の力を行使する重要な存在となつていたとも考えられるが、この年の改革以降そういうことはなくなっていく。アレイオスパゴスの権能が法律によって厳密に規定されていず、その影響方がアレオパギタイの個人的声望に依拠するところ大であつたとするならば、その意味で四八七／六年の改革の意義は益々大きく評価されねばならないものとなる。

アレイオスパゴス会員の任期は終身であつて、四八七／六年の改革以降に於いても、それ以前に選挙によってアルコンに選ばれていた人々が残存していただであらう。しかしそういう人々は徐々に減っていく。アルコン選挙方法改定から約二十五年を経過した四六二／一年にはそういう人は大略アレイオスパゴスから姿を消していただであらう。そこには最早テミストクレスもアリステイデスもない。キモンやエピアルテスがいないかつたのも先ず間違いないところだ。当時のアレ

イオスパゴスは普通の能力しか持たない人々から成り立っていたと考えられる。アレイオスパゴスが現実政治に対して隠然たる影響力を行使するような事はまずなくなっていたであろう。明きらかにアレイオスパゴスの地位は低下しているのである。

このようなアレイオスパゴスの権限を削減するのに一体どれほどの意味があったのか？　むしろ、四六二／一年にエピアルテスがアレイオスパゴスに対して為した事はそれ自体としてはあまり重要なものではなかったのではないかと。詳細は勿論不明だが、それは *grundlegende Verfassungsänderung* とか *revolution* とか呼ばれるような代物ではなかったのではないかと思われる。謂うところのエピアルテス改革とは、実質的に低下していたアレイオスパゴスの権力を法制的に確認するという意味を有していたのかもしれない。とするならば、それは一種の必然であって大して政治的意味を持たないということになる。エピアルテス改革が結果的にエピアルテスの暗殺を招来する様な政治的重要事件であったとするならば、その重要性はアレイオスパゴスの権限剝奪そのものではなく、他の政治的事件の関連の中に求められねばならない。

4

エピアルテス改革の有する政治的重要性が如何なるものであるかは或る程度明きらかとなった。しかし現在のところ、それ以上に立ち入った事は何一つ言えない。追求を更に続けることにしよう。次に、所謂エピアルテス改革がどういうものでなかったかを見て行きたい。

一般に、アレイオスパゴスは貴族的な存在と見做されている。例えばブーゾルトは次の様に言っている、*„Der alte Rat war bei seiner Zusammensetzung aus gewesenen Archonten ein undemokratisches Organ.“* (*Griechische Staatskunde* II S. 894)。アレイオスパゴスは元及び前アルコンから構成されていた、だからそれは貴族的・反民主的だったというのである。しかしそういう事が言えるものかどうか。当時、アルコン就任資格はおそらくペンタコシオメディムノイ

とヒッペイスとに限られていた^④。しかし、それはアレイオスパゴスに特定の色調を与えるものではない。当時のアルコンとは予選された人々の中から籤で選ばれた者であって、結果として様々の政治的傾向を有する人々がアルコンに就任したものとと思われる。そのような人々から構成されるアレイオスパゴスとはアテナイ社会の縮図であり、所謂民主派とか貴族派或いは寡頭派とかいう特定の政治的立場を代弁するものではなかった。それは一種の中立的存在だったのである。

おそらく、当時のアレイオスパゴスでは穏健民主派とでも呼ばれるような人々が多数を占めたことと思われる。寡頭派とか過激民主派とかいわれるような人々はほんの少ししかいなかったであろう。これは例えばキモンの政治的立場というものを考えた場合よく理解されると思う。キモンという人は一般に貴族派乃至寡頭派と見做されている。エドゥアルト・ハイアーの如きは、*„Er (=Kimon) war Aristokrat vom Scheitel bis zur Sohle, der geborene Vertreter der konservativen Partei.“* と言っている^⑤。しかしこれはおかしい。キモンを貴族派若しくは寡頭派と見るべき根拠はない。その逆である。そのことは次のエピソードからも知られる。四五七年タナグラ会戦の前夜、アテナイには民衆を抑え長城構築を中止させようと望む一派がいて、その時ポイオティアにいたスパルタ勢を秘かに引き入れようとしたと伝えられている^⑥。キモンはこの時如何なる態度を取ったか。タナグラの会戦に際して、当時追放されていたキモンはアテナイ軍と共にスパルタ軍と戦おうとして駆けつけてきた。彼自身の参戦は拒絶されたが彼の友人が勇敢に戦って戦死し、そのために人々はキモンに対する感情を好転させ、ペリクレスの提案によってキモンの追放を解除し、彼を帰国させたと言われている^⑦。そして、この後その死に到るまで、キモンはペリクレスと共に將軍として活躍している。

キモンの態度はスパルタ側と誼を通じようとした一部寡頭派のそれとは全く異なっている。彼はアテナイの政治体制を支持し、それを守り抜こうとしたのだ。彼はあくまでもアテナイの政治体制の枠の中で動いているのである。レットルを貼るとすれば彼は穏健民主派ということになる^⑧。抑もこの時代の政治家はいずれもクレイステネス体制の枠組の下で動いているのである。クレイステネス改革とは僭主政に対抗して、全国的な形での法に基づく国家、公共の物としての国

家を構築しようとする試みであった。その意味でそれはソロン体制の再興だったと言える。クレイステネス体制の下では主権は民衆の手にあった。全市民より成る民会が最高の意志決定機関だったのだから。その意味ではそれは民主制であった。しかし、政治の実際を考えた場合、それは必ずしも民主制とは言えない。政治の実際の運用を担当するのはあくまでも上流階級の人々だったのだから。その意味ではそれは寡頭制だったといえるかもしれない。見方によりどうとも呼べる。しかし、敢えてクレイステネス体制にレッテルを貼るとすればそれは穩健民主政ということになろう。当時の著名な政治家——テミストクレス、アリストイデス、キモン、ペリクレス、そしておそらくエピアルテスもまた——はいずれもクレイステネス体制を支持し、その中で動いていたのである。この時代の政治動向としては穩健民主派とも呼ばれるような人が多数を占め、アテナイに寡頭政治を樹立しようとか、或いは、文字通りの民衆の支配を確立するというような愚かしい事を考える人は殆んど存在しなかったものと思われる。

以上より、アレイオス・パゴスはそれ自体として貴族的・反民主的な存在ではなく、また、当時偶々、寡頭派といわれるような人々がその多数を占めているという可能性もない事が示された。所謂民主派としてアレイオス・パゴスを敵視する理由は無かった筈である。

もう一つ問題が残されている。アレイオス・パゴス会員の政治的意見という点は説明し終えたが、その出自という点に関して問題が残っていると言われるかもしれない。当時のアレイオス・パゴスはヒッペイス以上の上流階級の人々から構成されていたのであるが、アテナイの一般民衆には上流階級に対する敵意・不信感が強く、そのためにアレイオス・パゴスが敵視され、ひいては攻撃されることになったと考えられるかもしれない。

この問題については詳しくは他の機会に述べることにして、ここでは極く簡単に触れておくにとどめたい。一般民衆の上流階級に対する意識としては大雑把に言って二つの面があった。尊敬の念と反感との二つである。そして普通の時期に於いては前者が意識の表層に立った。平常時には民衆は上流階級を尊敬し、上層の人々が統治を担当すべきだと考えてい

たのである^④。上流の人々に対する反感が表に立つのはペロポネソス戦争中のような異常時とか、ソロン改革の際のように民衆の生活が直接脅かされた時を措いて他にはない。四六二／一年という時点に於いてはそのような意識は殆んど表面に出て来なかっただろう。かりに、当時変り者がいて、アレイオスバゴスが上流階級の人々からのみ構成されている事を詰る意見を吐いたとしても、一般の人々はそれには殆んど耳をかさなかつたであろう。そこから政治的大事件が生起する事は有り得ない。

ここで、従来の支配的学説を思い出ししてみよう。通常の図式によるとアテナイ史とは絶えざる民主化の過程である。アルカイク時代のアテナイでは貴族の支配が貫徹していたが、やがてそれは弱まり、ソロン改革、ペイシストラトス僭主政などを経て、クレイステネス改革によって民主政が開花する。これは未だ穩健なものであるが、間もなくそれは過激化してくる。ペルシア戦役以降の民主主義的機運の上昇の中で、過激民主派は貴族派の牙城・最後の抛り所たるアレイオスバゴスを攻撃し、その権限を大幅に削減して、それを民主政的機関たる評議会、民会、裁判所に委譲させることに成功した。それがエピアルテス改革であり、それは民主派の勝利、貴族派の最終的敗北を意味したというのである。まさにこの時点より過激民主政の時代が始まるというのが従来の支配的学説である。

ところで、前に示した様にアレイオスバゴスとは「貴族的」、反民主的存在ではなかつた。所謂民主派としてアレイオスバゴスを目の敵にする理由はなかつた。また、四六二／一年当時アレイオスバゴスはその重要性を相当程度失つていたものと考えられる。それは実質上、最早、国家の重要な機関ではなく、政治的に主たる攻撃目標となるだけの価値を備えていなかつたものと思われる。だから、従来の学説の上で考えた場合、民主派とされる人々がどうしてよりによってアレイオスバゴスを攻撃せねばならなかつたのか、その点が理解し難い。もし「民主化」を徹底させたかつたのならばもっと他の事を為すべきではなかつたのか。またそれが何故に四六二／一年に起つたのかも説明し難い。当時アテナイに「民主化」の波が進展していてそれが爆発したというのならば、それは何も特に四六二／一年に起らなくともよかつたのではな

いか。別に他の年でもよかった筈だ。従来の支配的学説では、アレイオス・パゴスが攻撃されたことと、それが四六二／一年に起ったことという二つの歴史的具体的小事実——実はこれこそがエピアルテス改革そのものなのであるが——が説明されないのである。^⑭

以上より所謂エピアルテス改革が如何なるものでないかは或る程度明きらかとなった。しかし、それがどういふものであったかという積極的な面は何一つ明確にし得なかった。エピアルテスによる改革そのものを考えているだけではそれは出て来ない。我々はここで方針を変えねばならぬ。目を転じて別の角度から考察することにした。謂わば状況証拠といふところから見て行きたいと思う。それは四六〇年代のアテナイの考察である。

- ① *φύλαξ τῶν νόμων*. Plat, *Solon* 19. 2. 註 *Att. Pol.* 3. 6., 4. 4., 8. 4.
- ② G. Busolt-H. Swoboda, *Griechische Staatskunde* II, München, 1926, S. 895.; G. Busolt, *Griechische Geschichte* III 1, Gotha 1897, S. 270. 以下に *nomophylakia* とする概念は善く明確性を欠く。
- R. J. Bonner-G. Smith, *The Administration of Justice from Homer to Aristotle I*, 1938 (reprint, 1968) p. 262.; C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution*, Oxford 1952, p. 208 f. 註 *年* 四六二／一年にブレイオス・ニコスより剝奪されたとする権限に関して以下に挙げる各項目の註では、それを主張する学者を網羅したは列挙してなごらなす。それを自らに類項とするもの。
- ③ Busolt, *Gr. G.* III 1, S. 270.; Bonner-Smith, *op. cit.* I p. 262.; Hignett, *op. cit.* p. 200, 209, 90 f. 以下にブレイオス・ニコスが四六二／一年送彼人への監督権を有してたとするものは「アテナイ人の圍制」四四、所謂「アテロン圍制」を典拠としてゐる。
- ④ *Att. Pol.* 8. 4.
- ⑤ U. von Wilamowitz-Moellendorf, *Aristoteles und Athen*, Berlin 1893, II S. 189 f.; Busolt, *Gr. G.* III 1, S. 272 f.; P. J. Rhodes, *The Athenian Boule*, Oxford 1972, p. 205.
- ⑥ von Wilamowitz, *op. cit.* II S. 188 f.; Busolt, *Gr. G.* III 1, S. 274, 276.; Bonner-Smith, *op. cit.* I p. 268, Rhodes, *op. cit.* p. 205.
- ⑦ *Politica* 1282 a 26, 1298 b 6, 1317 b 27.
- ⑧ Busolt, *Gr. G.* III 1, S. 276 f.; Bonner-Smith, *op. cit.* I p. 268.; Hignett, *op. cit.* p. 203 f.; Sealey, *Ephialtes*, p. 18 f.
- ⑨ vii 46.
- ⑩ U. Kahrstedt, Untersuchungen zu athenischen Behörden, *Klio* 30, 1937, S. 20.; Bonner-Smith, *op. cit.* I p. 261.; Hignett, *op. cit.* p. 201.
- ⑪ von Wilamowitz, *op. cit.* II S. 188.; Bonner-Smith, *op. cit.* I p. 260.; Hignett, *op. cit.* p. 199.
- ⑫ Kahrstedt, *op. cit.* S. 20.; Bonner-Smith, *op. cit.* I p. 267 f.
- ⑬ von Wilamowitz, *op. cit.* II S. 190 f.
- ⑭ *Att. Pol.* 57. 3.

- ⑨ Kahnstedt, *op. cit.* S. 21.
- ⑩ Busolt-Swoboda, *Staatskunde* II S. 896.; Donner-Smith, *op. cit.* I, p. 264 f.; Gerner, RE XVIII 4, 1949. Art. *καρὰδίκων τραπεζίαι*. Sp. 1281.
- ⑪ Rhodes, *op. cit.* p. 17 ff.
- ⑫ G. T. Griffith, Isegoria in the Assembly at Athens, *Ancient Society and Institutions. Studies presented to V. Ehrenberg*. Oxford 1966, p. 125.
- ⑬ H. T. Wade-Gery, *B.S.A. Annual* 37, 1936-7, p. 266 ff. (id., *Essays in Greek History*. Oxford 1958, p. 180 ff.) など、著者未詳の論文に Sealey, Ephialtes, p. 17 ff.
- ⑭ *op. cit.* p. 208 f.
- ⑮ Ath. Pol. 8, 4.
- ⑯ cf. Rhodes, *op. cit.* p. 199 ff.
- ⑰ 本論文「四ノミソト」。
- ⑱ Lys. xii 69.
- ⑲ And. I 84.
- ⑳ 例のクレムロス事件への介入は有害 (Dein. I passim; Hyper. V passim) など、特筆の選定 (Plut. *Phok.* 16) 使節の派遣 (Dem. 18, 134) など、そのたまたま一定の政治的役割を果したる。
- ㉑ cf. G. Smith, The Jurisdiction of the Areopagus, *Cl. Ph.* 22, 1927, p. 71; Sealey, Ephialtes, p. 13.
- ㉒ Ant. V 68; *Ath. Pol.* 25, 4.
- ㉓ ヲノミソトの統一統の僭主政の時代、アルコン職は僭主の一族若しくは同調者の臣のオノミソトであったから (Thuk. VI 54, 6)。
- ㉔ G. Smith, *op. cit.* p. 65.
- ㉕ *Ath. Pol.* 22, 5.

- ②⑥ *κλιμακας εκ πορτικων* がノノミソト選出に導かれたのはこの時、初めはクレムロス。 Hignett, *op. cit.* p. 321 ff.
- ②⑦ 四八二〇年の改革は始まるノノミソトの地位低下、特にオノミソトのオノミソトに N. G. L. Hammond, *Strategia and Hegemonia in Fifth-Century Athens*, C. Q. N. S. 19, 1969, p. 111 ff.
- ②⑧ *Ath. Pol.* 26, 2.
- ②⑨ Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* III, Stuttgart 1901, S. 564.
- ②⑩ Thuk., I, 107, 4.
- ②⑪ Plut., *Kimon* 17, 3-6, *Per.* 10, 1-3.
- ②⑫ A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* vol. 1, Oxford 1945, p. 314.
- ②⑬ 「貴族」とは言わなむ。
- ②⑭ 五世紀前半のオノミソト史は「貴族派」対「民主派」という図式では到底理解出来ないのである。この時代の政治は、或いはもっと大きく言いつてオノミソトの全体像を就いての私の見解は、いずれ何らかの機会に公けたい。
- ②⑮ ⑲の感情を如実に表わしたそのオノミソト Aristoph., *Ranue* 718 ff. があつた。
- ②⑯ 実を言つて従来の支配的学説はエポアルテス改革そのものから導き出されたものではない。それは貴族政から民主政への発展という図式から出たものである。その図式は健康民主政から過激民主政へ移行する年代を設定しなければならぬ。オノミソトのオノミソト改革は四六二〇年である。これは移行期の年代として非常に都合が良い。斯ういふところから、エポアルテス改革を以て過激民主政が始るとされるに到つたのである。そして、エポアルテス改革は、何となく何となくのオノミソトとして、五世紀中華に想定される変化をすべてエポアルテスに帰せしめようとする傾向が生じたのである。

四 四六〇年代のアテナイ

四八〇年のペルシアに対する勝利と、それに続く海上同盟の成立によってアテナイの威信は高まり、アテナイはギリシア世界の一方の旗頭としてその雄姿を現わす。ここに、スパルタとアテナイによる二国の覇権体制が成立したのである。その結果、アテナイではその進路を廻って議論が戦わされることとなる。或る種の人々はスパルタとの協調を重視しつつペルシア戦争の続行を主張したし、他の人々はペルシアとの対決を二次的なものと見做し、スパルタに取って代ってアテナイ単独の覇権を打ち樹てることを目指した。前者は汎ギリシア主義的、後者はアテナイ帝国主義的と言えようか。プルタルコス^①の逸話からも知られるようにアリストイデスは前者の立場を取り、テミストクレスは後者を代表した。対外政策の問題は四七〇年代のアテナイ政局を通しての重要な争点の一つだったと思われる。

この問題はテミストクレスの追放^②によって一応の結着がつけられる。テミストクレス追放の最大の原因は対外政策の問題であろう。スパルタを敵視し、アテナイ単独の覇権を目指す彼の政策がペルシアへの態度を和らげることとなり、ひいてはそれがペルシアへの屈服・内通と受け取られたのであろう。勝利したのは親スパルタ派、反ペルシア派の新しい指導者となったキモンであった^④。そして、その背後にはスパルタの使囀があったと言われている^⑤。

この後数年間はキモンの天下が続く。ところが四六六／五年^⑥であろうか、タソスが海上同盟より離叛する。キモンがこれの鎮圧に向い、海戦にてタソス人を破り、タソスを包囲してこれを降服させた^⑦。この時キモンが告発された。プルタルコス^⑧によると、キモンはタソスから更にマケドニアに侵入してそれを分割させる機会があると思われたのにそれをせず、ためにマケドニア王アレクサンドロスから賄路を受け取ってその言う通りにしたとして、政敵から一致して告発された。告発者の中にはベリクレスが居たし、エピアルテスも当然その中で主導的役割を果たした^⑨。この裁判ではキモンは無罪放免になっている。しかし、この頃エピアルテスを筆頭とする反対派が勢力を伸ばし、キモンの地位は動

揺を免れなかった。

スパルタに大地震が起り、ヘイローテスとペリオイコイの一部が叛旗を翻したのはこの頃のことである。^⑪ その結果スパルタは苦境に陥り、アテナイに救援を要請してきた。この救援要請をめぐってアテナイは真二つに割れた。キオスのイオンやクリティアスから明きらかな様に、一方の旗頭として救援要請に応じようとしたのがキモンであり、強硬にそれに反対したのがエピアルテスであった。この際アテナイ政局には深刻な相剋が生じたようだが、結局キモン派が勝利を納めてスパルタを救援することとなり、キモン自らの指揮の下に救援軍がスパルタに赴いた。これはおそらく四六二年のことであろう。——このあたりの事件の生起、順序、年代等についてはブルタルコスの記事に混乱があって不明瞭な点が多いが、その問題には立ち入らないことにして、ここでは妥当と思われる解釈に従っておく。——エピアルテスがアレイオスパゴスを攻撃したのはおそらくこの時である。キモンの不在を利用したのであろう。他方、スパルタに赴いた救援軍は却って猜疑の念を抱かれて送り返された。帰国したキモンはエピアルテスの措置に反対してアレイオスパゴスを旧に復しようとしたが失敗し、エウポリスの詩句からも知られる様にスパルタ最良を非難され、結局オストラキスモスにより追放された。^⑫

この後、アテナイの外交政策には変化が見られる。アテナイ人はスパルタ人が援兵を送還してきた事に憤激し、スパルタから撤兵すると直ちに、ペルシア戦役の際彼らと結んだ同盟条約を破棄して、先ずスパルタと交戦状態にあったアルゴスと、それからまたテッサリアとも同盟を結んだと伝えられている。^⑬ アテナイがスパルタの仇敵たるアルゴスと同盟を結んだということはスパルタと公然たる敵対関係に入ったということであり、アルゴス・テッサリアとの同盟条約締結はキモンによって代表されたところの「四八〇年の精神」^⑭との訣別を意味するものであった。何故ならば、過ぐるペルシア戦役に於いてテッサリアはペルシア側に立ち、アルゴスは中立の立場を取ったのだから。ここにキモンの外交政策は放棄されたのである。

事実、この後アテナイは覇権への道を歩み始める。降服してメッセニアを退去した難民をナウパクトスに植民したのを

手始めとして、メガラを翼下に組み込んだりしているし、また、ハリエイストとかケクリュペレイア、アイギナといったところでペロポネソス側の軍勢と鋒を交わしている。同じ頃、アテナイは長壁の延長工事にも手を付けている。^⑦本土に於けるアテナイの態度は明きらかに積極化しているのであって、この後十数年に亘って、アテナイはスパルタを盟主とするペロポネソス同盟軍と婁々戦火を交えている。第一次ペロポネソス戦争の開幕である。

他方、史料の性質上年代を確定できないけれども、およそこの頃から海上同盟に於いてもアテナイの態度は変化していくようである。海上同盟諸国に駐屯兵が置かれたり、クレルキアの設定や政体に関する干渉が頻繁に行われるようになって、アテナイの帝国化への傾斜が強まっていく。^⑧

以上より、四六二／一年当時のアテナイにとっての最大の政治的課題が奈辺に在ったか明きらかとなったと思う。キオスのイオン、クリティアス、或いはエウポリス等五世紀の史料が語る様に、アテナイではスパルタ援助問題をめぐって深刻な政治的対立が生じ、激しい議論が戦わされたのであった。無論、そこで問題となったのはスパルタ援助の是非だけではない。真に問題となったのはアテナイ国家の進むべき方向をどう考えるかということであった。これは四七〇年代から四五〇年代へかけてのアテナイ政治のコンテクストを見た場合余りにも明瞭である。スパルタの脅威に重きを置きアテナイ単独の覇権を目指す一派と、ペルシア征討を重点的に考えスパルタとの協調関係を保って行こうとする一派とが四七〇年代より対立抗争を続け、それが四六〇年代にまで持ち越されてスパルタ援助問題をめぐって爆発したのである。ここに於いてエピアルテスを中心とする反スパルタ派が最終的には勝利を納め、キモンは敗れた。爾後、アテナイの外交は大きな転換を示すことになる。されば、四六二年前後のエピアルテスの一連の行動もこういう観点から理解されねばならぬ。エピアルテスがアレイオスバゴスを攻撃したというのも外交政策の問題と関連してのことではなからうか。四六二年前後の政治状況の中で見た場合、そう考えるのが最も自然な解釈であろう。

さてそれでは、エピアルテスは一体何のためにアレイオスバゴスを攻撃したのか。この点が対外政策の関連の上で上手

く説明出来るのかどうか、これが問題である。

上述の様にキモンはタソス包圍戦の後、取賄の廉で告発されている。告発者はペリクレスその他である。この告発が如何なる形で行われたかという点、それはエイサンゲリアではないかとする説がある。とするならば、この告発はアレイオスパゴスになされ、キモンがそこで裁かれたという可能性もある。この時期のエイサンゲリアについて詳細は勿論不明だが、それがアレイオスパゴスにて行われていた可能性は存在するのだから。

『アテナイ人の国制』二七、一では、ペリクレスが若年の身でありながらキモンの將軍としての執務報告 *τὰς εἰθνήνας* を糾弾して初めて名声をあげた、と言われている。ここで問題となっているのは執務報告である。この際、具体的にどの事件が問題となったのかは示されていない。しかし、ここで糾弾者としてペリクレスの名が挙げられていることからして、それがプルタルコスの話している告発と内容的に同じものを指すとも考えられる。そしてこれはアレイオスパゴスにて審理された可能性がある。とすると、告発がエイサンゲリアの形を取ったにせよ、或いは執務報告が問題となったにせよ、キモンがアレイオスパゴスにて裁かれた可能性が生じて来る。そしてキモンは無罪放免になっている。然る後キモンはスパルタへ赴いている。キモンの不在中にエピアルテスがアレイオスパゴスを攻撃した。エピアルテスはアレイオスパゴスの施政に就いて訴訟を起し、先ずアレイオスパゴス会員の多数を除名せしめた、と言われている。ここでは単に施政 *τοῦ ἀρχιεπιστεῦ* とあるだけだが、これはキモンを無罪放免にした事を指すのかもしれない。次いで、エピアルテスはアレイオスパゴスから「付加的権能」を奪い取ったと言われている。この場合 *τὰ ἐπιθήματα* とはエウテュナ若しくはエイサンゲリアに関係する事ではないかとも思われる。それが所謂エピアルテス改革の中心部分だったのかもしれない。勿論、これは単なる推論の域を出るものではないが、このように考えた場合エピアルテスの行動の意味が一応理解出来るように思える。彼がアレイオスパゴスを攻撃しその権限の一部を奪い取ったのは、キモンの裁判の結果に憤激しキモンを政治的に追落すためではなかったか。キモン追落しとは反スパルタ派の勝利、アテナイ外交政策の転換を意味したのである。

五 結 論

以上より、エピアルテス改革とはアテナイの対外政策の転期を画するものとして非常に重要なものであって、国内政治的意味では余り重要でないという結論が出された。もとより、これはエピアルテス改革を単一の原因で説明しようとするものではない。それには様々の国内政治的要因が絡まっていたとも考えられる。四八七／六年のアルコン選出方法変更より始ったアレイオスバゴスの地位低下を法制的に確認するという意図もあつたであろうし、終身任期の会員から成る評議会に様々の権限を賦与しておくことに対する抵抗感も存在したであろう。任期が終身であつて、しかもその間エウテュナを受けない事は、政治を公共の事と考えるギリシア人の意識に反したものだつたから。しかし、所謂エピアルテス改革の最大の動因が国際政治に関連するものであつたことにはまず疑問の余地はない。そう考える事によってのみ上述の二つの問題点——アレイオスバゴスが攻撃された事、それが四六二／一年に起つた事——が説明されるように思う。勿論、この解釈に決定的証拠があるわけではない。それは状況証拠から導き出された仮説に過ぎないとも言えよう。しかし、そう考へた場合、一応辻褄の合った説明が与えられるのである。

Ephialtes

von

O. Shibakawa

Im Jahre 462/1 entzog Ephialtes dem Areiopag einige Kompetenzen. Darüber, welche Kompetenzen er ihm entzog, ist seit langem stark umstritten. Aber, was den Sinn der sogenannten ephialtischen Reform in der athenischen Geschichte betrifft, übereinstimmend in der Forschungsgeschichte gilt sie als „Revolution“, als „Wendepunkt der athenischen Verfassungsgeschichte“, als „grundlegende Verfassungsänderung“, als „Beginn der radikalen Demokratie“. Solche Theorie doch enthält in sich viele Schwierigkeiten. Hier wird die sog. ephialtische Reform erforscht nicht von dem Standpunkt der Entwicklungsgeschichte der athenischen Demokratie, sondern von dem der athenischen Außenpolitik der 60 er Jahre aus.

The Making Process of Manors in the 10 th. Century

—Taking the Case of the *Itabae Manor* 板蠅柚

Belonging to *Todai-ji* 東大寺 Temple—

by

Y. Maruyama

In this article I would like to clarify the making process of the medieval manors by examining the case of *Yakihara* estate 焼原柚 which belonged to the *Itabae* manor of *Todai-ji* temple. I would pay special attention to the economic and legal immunity of the manor. *Todai-ji* temple formed *Yakihara* estate by marking off the field unlawfully in the middle of the 10 th. century, and since then *Todai-ji* temple, insisting on its cultivating right to the estate, had got the exclusive right to control the wasteland. Fierce resistance of the peasants in *Nabari* 名張 county was removed and *Todai-ji* temple turned *Yakihara* estate into its perfect property. Making use of the exemption from *shōzei* 正税 main tax, it got the complete economic and financial burdens which had been imposed upon the peasants. In order to intensify the manor control *Todai-ji* temple gathered the dependent farmers and made use of the